

新旧対照表（提案基準第14号）

現行	改正
<p data-bbox="181 328 434 360">（提案基準第14号）</p> <p data-bbox="300 400 965 432">地域振興に係る工場等の開発又は建築に関する基準</p> <p data-bbox="163 611 1099 850">この基準は、人口が減少し、かつ、産業が停滞していると認められる地域等であって、その振興を図る必要があるものとして市長が指定した地域において立地することがやむを得ないと認められる工場等の開発又は建築を、次の要件のすべてに該当すれば容認するものである。</p> <p data-bbox="163 890 1099 1201">1 工場等とは、技術先端型業種（医薬品製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業、電子応用装置製造業、電子計測器製造業、電子機器用・通信機器用部分品製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業等）の工場又は研究所（研究棟、管理棟、医療棟等の施設）であること。</p>	<p data-bbox="1144 328 1397 360">（提案基準第14号）</p> <p data-bbox="1283 400 1917 499">地域経済牽引事業の促進を図るための施設に係る 開発又は建築等に関する基準</p> <p data-bbox="1133 611 2047 710">地域経済牽引事業の促進を図るための施設に係る開発又は建築等については、次の要件のすべてに該当すれば、容認するものである。</p> <p data-bbox="1133 890 2047 1273">1 申請に係る予定建築物（第一種特定工作物を含む。以下この提案基準において同じ。）は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき整備される同法第13条第3項第1号に規定する施設であること。</p>

2 申請地は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 開発区域の面積は5ヘクタール未満であること。
- (2) 周辺における土地利用と調和のとれたものであること。
- (3) 当該市街化区域内に適地がないと認められ、かつ、地形、環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案してやむを得ないと認められる場合であること。

3 開発又は建築の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(平成12年11月23日から施行)

2 申請地は、地域未来投資促進法第11条第2項第1号に規定する土地利用調整区域に位置していること。

3 申請者は、当該事業を営む者であること。

4 開発又は建築の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(令和4年4月1日から施行)